

【 公印省略 】

7 荊 教 学 第 5 0 3 号
令 和 7 年 7 月 2 日

保 護 者 各 位

荊 田 町 教 育 委 員 会

学校教育活動における熱中症対策について

日頃より、本町の教育活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、いよいよ暑い季節を迎え、熱中症の危険が一層高まるため、本町では児童生徒の健康や安全を最優先に考え、下記のように対応してまいります。

記

【 学校における対策 】

- ① 登校後、健康観察を十分に行います。体調不良を訴えやすい雰囲気づくりや体制づくりを行います。
- ② 教室の空調は、基本的には集中管理されています。活動内容や児童生徒の様子によっては、学級ごとに適切な温度設定を行います。
- ③ 体育の授業や部活動、屋外での活動等は、暑さ指数(WBGT)に基づいて中止や活動内容の変更を行います。
 - ・気象情報や熱中症警戒アラートを参考にするとともに、空調がない場所(体育館、運動場等)での活動については、活動前に暑さ指数(WBGT)を測定し、活動の可否を確認します。
 - ・暑さ指数(WBGT)が「28」を超えた場所では激しい運動を中止します。また、暑さ指数(WBGT)が「31」を超えた場所では活動を原則中止します。
- ④ 熱中症が疑われるような症状が見られた場合は、校内連絡体制を密にとり、養護教諭等を中心に処置に当たって、体を冷やす、経口補水液を飲ませる等の対応を行います。症状の改善が見られない場合や、初期段階から体がぐったりする、力が入らない等の中等症以上の症状が見られる等の緊急の場合は、救急車を要請します。

【 ご家庭における対策(お願い) 】

- 毎朝、登校前に健康状態を確認してください。
- 十分な睡眠時間の確保、朝食を必ずとること等、生活リズムを整えるようにしてください。
- 水分補給のための十分な量の飲み物の準備をお願いします。